

## IV-7-[1] 青少年育成施設の整備について(抄)

[昭和42年7月26日 青少年問題審議会意見具申]

### I 青少年の健全育成と施設の役割

青少年の健全育成の目標は、たくましい身体と強じんな精神力を有し豊かな人間性を備えた国民として青少年が成長するというところにあるが、そのような青少年の健全育成をはかるための施設という言葉で表現される概念はかなり広く、必ずしも明確なわけではない。この意見では、青少年が学業や勤労の余暇に利用する施設のうち、(1)主として青少年を対象とする施設であること、(2)施設の目的ないし機能が、教養の向上、生活指導、集団訓練、スポーツの振興、健全レクリエーションの促進等青少年の健全育成をはかることにあること、(3)広く不特定多数の青少年に開放された施設であること、という三つの条件に合致する範囲の施設について主としてとりあげることにした。なお、技術習得、技術教育等を主たる目的とする教育訓練施設については、青少年の健全育成上きわめて重要な役割を果たすものではあるが、その検討は今後譲ることにして、ここではとりあげていない。以上の観点から主として審議の対象となった施設はおおむね次のものである。

- (1) 青少年教育関係施設(青年の家、青年センター、児童文化センター、公民館)
- (2) 体育施設(体育館、水泳プール、運動場)
- (3) 勤労青少年福祉施設(勤労青少年ホーム、農村青年活動促進施設)
- (4) 児童厚生施設(児童館、児童遊園)
- (5) 都市公園(児童公園、近隣公園、運動公園)
- (6) ユースホステル
- (7) 野外活動施設

以上の施設は、それぞれ情操、徳性等のかん養、教養の向上等をはかると同時に、遊びや集団訓練、スポーツ、レクリエーションを通じて身体の鍛錬をはかると同時に、そのような機能を備えている施設である。先にも述べたとおり、青少年の健全育成を阻害する問題が少なくない今日、これらの施設が、青少年の健全育成に果たす役割にはきわめて大きいものがあるといえよう。すなわち公害問題、交通問題などの面から、複雑な近代社会のなかで阻害された人間性を回復するための重要な手段といった面から、さらには個人だけの力では身につけがたい規律、協同、奉仕などの徳性を集団訓練をとおして養うという集団活動の拠点といった機能の面から等、これら施設の役割をあげることができるが、とくに、なんらのグループ、団体に所属していない青少年が、施設の利用を通じてグループを組織し団体活動を行うという点は、施設の効果としての見のがし難いものがある。

一方、労働時間の短縮、生活様式の合理化等による余暇時間の増大、所得水準のおおはばな上昇等により、今後生活のうちで余暇の比重がますます高まるであろう。また生活の近代化、狭い住宅事業等もあって余暇生活の場や手段を家庭の外に求める傾向が強まり、各種の余暇利用施設に対する需要はさらに増大するであろう。とくに近年急速に発展しつつあるレジャー産業にかこまれて、とすれば余暇利用が受動的、画一的になりがちな今日、青少年が学業や勤労の余暇をいかに過ごすかということは、青少年の健全育成上決して等閑に附しえない問題である。このような意味からも青少年が教養、訓練、スポーツ、レクリエーションのために利用する施設の役割について、余暇利用の面からも改めて認識する必要があり、青少年が積極的に余暇時間を有益かつ健全に利用するような社会的環境を整備することがとくに必要とされるところである。

### II 青少年健全育成施設の問題点

各種の健全育成施設の現状は別紙1のとおりである。これらの施設の整備のための施策が全般的に進められるようになったのは近年のことでまだ日が浅いが、全体を通じて問題点は多く、改善充実すべき点も少なくない。これらの施設のうち、戦後いち早く整備普及をみたのは、社会教育の中心的施設として位置づけられ、地域のセンターとしての役割をになう公民館であるが、当初は、その普及に対する強い要請からとりあえず学校、役場等に併置するといった措置がとられ、したがって独立の建物を有するものはきわめて少なかった。その後、施設の整備はある程度進められてはいるが、まだ独立専用の施設を有するものは約半数程度に過ぎない。その他の健全育成施設についても早くからその必要性は認識されてはいたが、戦後の青少年対策が急速に増加した非行青少年に対する施策に重点がおかれたこと、またわが国経済の復興が十分でなかったこと等もあり、その整備のための施策が進められるようになったのは、昭和30年以降である。すなわち、昭和32年にはじめて勤労青少年ホームに対する国庫補助が行われ、さらに翌昭和33年には公立の青年の家、ユースホステルに対する補助制度が始められ、ついで国立青年の家の整備にも着手する等健全育成施設の整備のための国の施策があいついで制度化され、以来各種施設の整備が進められるようになったが、その整備普及を急ぐあまり、その間の機能の調整ないし施設全体を通じての体系化という配慮がほとんどなされなかった。

以下、全般的にみて主要な問題点をあげれば、(1)質、量ともにきわめて不十分であること、(2)施設全体を通じて体系的な整備という配慮に欠けていること、(3)運営が必ずしも適切でなく、とくに指導者に適当な人材のないこと、(4)民間団体が設置する施設の位置づけが明確でないこと、(5)土地の確保が容易でないこと等の諸点であろう。

#### (1) 質・量の問題

施設の数が全体を通じてきわめて不足していると同時に、設備その他の面でも十分充実した施設はきわめて少ない。たとえば、施設数についてみると、勤労青少年ホームは、国庫補助対象である人口5万以上の都市の数296に比して現在数は51に過ぎないし、体育館および水泳プールを設置する市町村は、それぞれ全体のわずか約6%及び約20%に過ぎない。また施設の内容についてみると、社会の進展、青少年の要求の変化に十分応じておらず、建物じたいの整備はようやく緒につきつつあるが、その設備、器具等はきわめて不十分であり、施設の機能を十分発揮しているとはいえない。

#### (2) 体系化の問題

各種の健全育成施設は、それぞれ目的、機能を明確にしているが、施設間の有機的な連携ないし機能の調整が十分行われないうまま、それぞれの観点から整備が進められているため、一部に目的機能の競合があり、整備効果という点からもこの際、根本的に検討する必要がある。なお、この際施設を利用する青少年の需要に対応するよう、青少年の利用年齢層、利用目的、利用地域などの諸点を考慮し、それぞれの施設が機能を十分発揮するよう体系的に整備することがとくに肝要であるとする。

#### (3) 運営の問題

運営面についても施設の機能が十分発揮されるような配慮と努力に欠けるうらみがある。すなわち、設備、器具等の不足、運営費の不十分なことはもとより、施設運営の基本ともいべき指導者の確保が十分でなく、定員や処遇といった関係からも優秀な人材を得難いというのが現状である。また運営についても、利用時間をはじめとして青少年の要請に即応した弾力的な運営がなされていない施設が少なくない。運営費等の問題はもとより、指導者の養成、確保および処遇の向上に特段の努力が払われなければならぬと考える。

#### (4) 民間施設の問題

健全育成施設はその性格上採算を重視して運営した場合には、その本来の機能を十分発揮しえないといった種類のものが大半であるため、公共の施設が主体となるであろうが、今後広く民間の資金をも活用して早急に整備を進めるためには、青少年団体等民間団体の果たす役割を重視する必要がある。現在はユースホステルを除けば民間施設がきわめて少ないという事情もあ

るが、民間団体等の役割およびそれらの運営する施設の位置づけが明確でなく、またその整備、運営になんら特別な助成措置も講ぜられていない。この際民間団体の施設の位置づけを明確にするとともに、少なくとも公共の施設と同様な機能を有し、役割を果たす施設については融資、税法上の特別措置その他その設置、運営に必要な助成措置を講ずる等特別な配慮をすることが是非とも必要であると考え。もちろんその際には、指導、監督といった面から最少限度の既成を受けることは認めなければならないであろう。

#### (5) 土地の問題(略)

### Ⅲ 青少年健全育成施設の整備計画

前文(略)

#### 1. 計画策定上留意すべき社会的条件の変化(略)

#### 2. 施設整備についての基本方針

前文(略)

##### (1) 計画策定に当たっての考え方

各種の健全育成施設を体系的に整備するに当たっては、施設の機能を利用する青少年の要求に合致させるような配慮がなされなければならない。すなわち、利用年齢層、利用目的、利用地域などの諸点を十分考慮に入れ、施設を配置することが肝要である。このような観点から「身近なところには多数の青少年が容易に利用し得る多目的施設を、一定の行政区域単位には特定の目的に応じ得る専門的な施設を整備する」という考え方を基本に、次のような施設の体系化をはかることが必要であると考え。

##### ア. 多目的第一線施設

近隣地区ないし小学校区に相当する区域を利用地域とし、幼少年層には遊びの場として、青年層には教養、レクリエーションの場としての機能がある程度備え、青少年が気軽に利用できるような身近な施設とする。現在の施設でいえば青年センター、児童館、公民館、児童公園等がこのような機能の一部をもっているが、地域のセンターとしての役割を果たすようにさらに多目的な要求に応じ得る機能を加え、第一線施設として全体として十分な数の施設を整備するものとする。

##### イ. 特定目的の第二線施設

青少年が特定の目的意識をもって利用し、利用目的を十分充足させる機能をもった専門的な施設とする。したがって、利用地域も広く、区、市町村の区域に及び、比較的高い年齢層の利用が中心となろう。現在の施設でいえば、各種の体育施設、運動公園、児童文化センター、公立青年の家、勤労青少年ホーム等がこれに該当するといえよう。

それぞれ専門的な機能を有する施設であるから、一定の区域を単位に少なくとも1か所を目標に整備すべきであろう。

##### ウ. 特定目的の広域施設

機能としては、第二線施設と同様な専門施設であるがそれを利用するについては、宿泊ないし旅行が伴うという点から、利用する青少年の目的意識には一段と明確なものがあろう。したがって利用地域も都道府県、あるいはブロック、さらには全国にまたが

る。現在の施設でいえば、国立青年の家、ユースホステル、野外活動施設等がこれに該当するといえよう。

これは、広い地域の青少年が利用する施設であるが、施設全体の収容人員を中心に目標を設定し、整備を進めることが肝要である。

## (2)健全育成施設整備の分担区分と助成

国、地方公共団体は、青少年健全育成施設の整備に責任を負うべきものであるから、整備計画の実施に当たっては、それぞれの分担区分を明確にし、相互に協力することが期待されるが、とくに国は必要な財源が十分確保されるよう、特別な措置を講ずることも考慮すべきである。

また、青少年団体等民間団体の施設は、国、地方公共団体の施設と一体となって、その役割をになうものであるから、税法上の特別措置、融資その他の設置、運営に必要な助成措置を講ずるべきである。

## (3)健全育成施設と関連施設との関係

青少年の健全育成したいを目的とするものではないが、青少年の健全育成に大きな意義を有する関連施設は少なくない。とくに次に述べる関連施設については現に利用者の大半が青少年であり、その整備充実が青少年健全育成という観点からも望まれるとともに、青少年健全育成施設の整備に当たっても、これら施設との関連を十分考慮する必要がある。

なお、商業施設については、広く多数の青少年が利用していることでもあり、その健全な運営を期待するとともに、必要に応じ指導を行うことを考慮すべきである。

## ア. 自然公園および都市公園

都市化が進展する今日、青少年に山野をばっ渉させ、山岳、森林、原野、河川、海浜等の自然に親しませることが、その健全育成のためにますます必要になっている。この点、風光明媚で、あるがままの自然の姿に恵まれた自然公園の青少年健全育成に果たす役割は大きい。また、無秩序な市街化により緑陰をうしないつつある都市にあっては、総合公園および風致公園は、都市の緑を守り、生活に潤いをもたらすとともに、生活環境を改善し、運動、野外レクリエーション、自然の享受、文化、教養等の場を提供するものであり、青少年の健全育成に果たす役割は少なくない。

## イ. 図書館、博物館および文化施設

優良な図書を読んだり、視聴覚資料を利用したり、優れた美術を鑑賞したり、歴史的、民俗的資料や動植物、科学その他の博物資料に接したりすることは、とりわけ知識欲がおう盛で感受性豊かな青少年の知的、情操的な育成に資するところが大きい。また、文化会館、音楽堂、公会堂等の文化施設は、その主催事業やそこの青少年じしんの文化活動を通じて、青少年の文化的諸活動全体の振興にひ益するところが大きい。

## ウ. 学校開放および河川敷の活動

学校が備える施設設備を開放し、青少年の教養の向上、体育、スポーツの振興に役立てることは、すでに一部の地域で試みられているが、今後大いに促進し、青少年の健全育成に積極的に活用するよう望みたい。なお、その際、とくに学校管理上の問題と開放に必要な経費の確保については十分な配慮がなされる必要がある。

また、主として大都市周辺について河川敷を利用し、運動広場等を整備する措置が進められているが、これらの施設はとくに運動場、広場に乏しい都市の青少年の体力づくりに資するところが大きいので、さらにその整備を推進することが望ましい。

## IV 青少年健全育成施設の運営と指導者(略)

別紙 2

### 青少年健全育成施設の当面の目標

#### (1) 青年の家, 青年センター

国立青年の家については, ブロックごとに 1 か所設置することを目標とする。整備に当たっては, 今後学生および生徒などの利用者の増加を十分配慮すべきである。

公立青年の家については, 今後, 24 千床(1 か所平均 80 床として 300 か所)を整備することを目標とする。

なお, 都市に設けられる青年センターは, 都市青年の友情と研さんの拠点として, 宿泊研修設備のほか, 都市青年の日常活動を促進するための設備を有するものとし, 人口 5 万未満の市には 2 市に 1 館の割合で, 人口 5 万以上 10 万未満の市には 1 館を, 人口 10 万以上 30 万未満の市には平均 1.5 館の割合で, 人口 30 万以上 100 万未満の市には 2 館を, 人口 100 万以上の市には 3 館を設置することを目標とする。

#### (2) 児童文化センター

児童文化センターは, 人口 10 万以上の市のすべてに設置することを目標とする。

なお, 児童文化センターの整備に当たっては, 児童館等の整備を勘案して行う必要がある。

#### (3) 公民館

公民館は, 少なくとも公立中学校の学区ごとに 1 館設置すること。さらに近隣地区に分館を設けることを目標とする。現在, 役場, 学校などの施設に併置されているものについては, 独立施設を有するものに充実するとともに, 施設および設備が地域の青少年の教育の必要に即応するよう整備する。

#### (4) 体育施設(体育館, 水泳プール, 運動場)

##### ア. 体育館

体育館は原則としてすべての市町村に 1 館を設置することを目標とし, 人口 5 万以上の市町村では, 人口の 5 万をこえる部分につき 5 万ごとに 1 館を増設することを目標とする。

##### イ. 水泳プール

水泳プールは, すべての市町村に 1 か所, および小学校, 中学校, 高等学校には, それぞれ 1 か所設置することを目標とする。

なお, 市町村にあつては, 人口に応じて適宜増設することが望ましい。

##### ウ. 運動場

運動場は, すべての市町村に 1 か所設置することを目標とし, 人口 5 万以上の市町村にあつては, 人口の 5 万をこえる部分につき 5 万ごとに 1 か所を増設することを目標とする。

#### (5) 勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、人口 5 万以上の市のすべてに設置することを目標とする。

人口 100 万以上の大都市にあっては、人口 100 万につき 1 か所の割合で設けることを目標とする。なお、勤労青少年ホームは、産業カウンセリングの機能を加えるなど、その機能を一段と充実する必要があると考える。

## (6) 児童厚生施設(児童館, 児童遊園)

### ア. 児童館

児童館は、小地域を対象とするもの(小型児童館)を重視し、幼児のための施設が欠けている地域、留守家庭児童が多い地域、比較的環境の劣悪の地域に重点をおいて、市町村ごとに 2 か所を基本として、人口 3 万をこえる市町村にあっては、人口の 3 万をこえる部分につき 3 万ごとに 1 を加えた数を設置することを目標とする。

### イ. 児童遊園

児童遊園は、児童公園に対して補足的な役割をもち、人口 2 万以上の市町村に、2 か所を基本とし、人口の 2 万をこえる部分につき 2 万ごとに 1 を加えた数を設置することを目標とする。

## (7) 都市公園

### ア. 児童公園, 近隣公園

児童公園は、市街地における児童の遊び場の重要性にかんがみ、市街地人口 1 万当たり 4 か所、近隣公園、は市街地人口 1 万当たり 1 か所の設置を目標とする。

### イ. 運動公園

青少年のための運動広場を主とする運動公園は、今後 5 か年間に、1,223ha 整備することを目標とする。

## (8) ユースホステル

公営ユースホステルは、全国で 200 か所、16 千床を整備することを目標とする。この場合、設置については民間のユースホステルとの関連を十分考慮する必要がある、また外国青少年の利用に適する整備も備えるよう配慮することが望まれる。

民営のユースホステルについては、融資、免税等の助成措置を講ずることにより整備を促進する必要がある。

民間の契約ユースホステルについては、施設、設備に充実を欠くものも少なくないので、その改善に留意するとともに、管理者の資質の向上にも努める必要がある。

## (9) 野外活動施設(キャンプ場)

野外活動施設(キャンプ場)は、都道府県ごとに当面 2 か所ずつ整備することを目標とする。